

平成30年度第2回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成31年2月15日（金）
10:00 ～ 12:00
場 所：沖縄県庁5階
子ども生活福祉部会議室
司 会：青少年育成班 前原班長
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
青少年育成班 田崎主幹

1 概略

審議の前に、司会から委員5名はあらかじめ欠席の連絡があったことを報告し、出席委員10名での審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定足数の過半数（8名）を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、子ども生活福祉部長は、改選に伴い審議会委員10名に任命書を交付し、あいさつを行った。

そして、会長の互選後、審議会会長より、いじめによる重大事態再調査部会委員5名が指名され、審議会会長の議事進行の下、諮問図書を審議した。

同諮問図書は、有害図書に要するとして答申することとされた。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ
- (4) 審議会会長互選
- (5) 指名書交付式（いじめによる重大事態再調査部会委員）
- (6) 議事
有害図書の諮問
- (7) 閉会

2 審議状況

会 長 ここから私が議事を進めていきたいと思います。

それでは、まず、審議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、改選に伴い、新に就任された委員の方もいらっしゃいますので、沖縄県青少年保護育成審議会の担任する事務等について、ご説明いたします。

本審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例に基づいて設置された附属機関でございます。

担任事務は、沖縄県青少年保護育成条例第19条第1項に規定する優良図書の推奨及び有害図書の指定等のほか、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果に関すること等があります。

ただし、いじめの調査に関する事務につきましては、本審議会に置かれております、いじめによる重大事態再調査部会において調査審議することとされております。

また、本審議会は、毎年度2回から3回開催しております。

会 長 次に、有害図書の指定について、審議がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、有害図書の指定とその後の取扱いについてご説明いたします。

有害図書については、他の都道府県で指定された有害図書の把握及び県内の書店やコンビニ等で販売されている雑誌等を確認し、有害図書に該当すると思われる図書があれば、本審議会の諮問の対象として、審議会での審議をお願いします。

そして、当審議会において、有害図書に該当すると認めた場合は、審議会から知事へ答申を行い、知事は、その答申を受けて、有害図書として指定いたします。

その後、有害指定された図書は、県の公報で告示・関係機関等へ通知するとともに青少年保護育成条例の規定の適用対象として、青少年に対する販売や貸し出し、閲覧等が禁じられ、店舗において区分陳列すべきものとなります。

続きまして、諮問図書についてご説明いたします。

諮問図書は、

30-01 ググってはいけない禁断の言葉2018

30-02 実話ナックルズ月刊2月号

の2冊でございます。

1冊目の「ググってはいけない禁断の言葉2018」は、ネットに溢れる検索注意のサイトや動画等を紹介した書籍でありまして、

- 自殺を誘発した残酷ゲーム
- 生配信された中3女子の飛び降り自殺動画
- 浮気夫への見せしめとして我が子を首つりにする動画
- 人身売買で子ども様の体を切り刻んでいる動画
- 過激派集団による斬首の一部始終の動画

等自殺の誘発や残忍な殺害行為のサイトが紹介されております。

2冊目の「実話ナックルズ月刊2月号」は、

- 「VAPEが今シャブ中に悪用されている」との見出しで、電子タバコで簡単に覚醒剤を使用できる
- 「Tor（トーア）ならシャブを売ってもばれない」との見出しで、履歴が消える神ブラウザ（履歴が残らないので証拠が残らない）
- 「石垣島がドラッグ天国に」との見出しで、石垣島はドラッグの聖地、大

麻の栽培やマジックマッシュルームが自生している等とあたかも石垣島に行けばドラッグが簡単に手に入るような内容等薬物犯罪等を誘発、助長するような内容が掲載されております。

審査の前に、審査表の記載方法をご説明いたします。

それぞれの図書ごとに「認定基準」に該当する記号があれば、○を付けて下さい。複数回答も構いません。

「指定の要否」欄には有害指定に該当するか否かどちらかに○を付けて下さい。

参考事項欄には、当該図書の指定に関する御意見等を自由に御記載下さい。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところにより決定することとなります。

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長 ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

私から、質問ですが、認定基準を基に審査表の該当箇所にマルを付け、有害図書の指定に値すると判断した場合は、「要」、指定には当たらないと判断した場合は、「否」にマルを付けるということによろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

会 長 他に質問がなければ、それぞれ、審査をお願いします。
なお、審査用紙は、事務局が回収しますので、審査を終了した方は、挙手をお願いします。

会 長 ～ 事務局集計 ～

事務局は、集計結果をお願いします。

事務局 30-01 ググってはいけない禁断の言葉2018 要10票 否0票
30-02 実話ナックルズ月刊2月号 要9票 否1票

会 長 30-01は全員一致で「要」、30-02は9対1で「要」となり、どちらも過半数を超えており、答申となりますが、何かご意見はありますか。

委 員 30-01は平成30年1月1日の発行であり、今回の諮問とは、遅すぎると思うが、何故、そうなったのか。また、この雑誌の内容を見ると、インターネット上の動画にも問題があるが、その動画はどうするのか。

事務局 今回の諮問が遅すぎるとのご指摘に関しましては、事務局としても、遅かったと考えているところであり、今後は、目を光らせながら、タイムリーに諮問していき

たいと考えています。

インターネット上の動画につきましては、有害図書同様に指定することはできませんので、法や条例で規定しているフィルタリングの普及拡大を図ることにより、青少年の閲覧防止に繋げていきたいと考えています。

委 員 現在の基準では、薬物の誘発を助長する等の基準がないので、判断に悩むところがあった。現在の状況も踏まえて、基準の見直しを行ってはどうか。

事務局 薬物につきましては、基準の「その他の犯罪」に該当するかと思いますが、委員の仰るとおり、基準が古いものとなっておりますので、現行に即した基準への見直しを検討していきたいと思います。

会 長 他に質問がなければ、要否が分かれていた
30-02 実話ナックルズ月刊2月号
について、再度、要否を挙手で確認したいと思います。

～ 全員一致で「要」～

それでは、当審議会においては、
30-01 ググってはいけない禁断の言葉2018
30-02 実話ナックルズ月刊2月号
の2冊を答申することといたします。

以上で、本日の審議を終了します。

～ 議事終了 ～

以 上